

## 地域自治会議について

### 1 概 要

#### (1) 設置目的

合併後の旧町地域が、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行い、住民一人ひとりが実感できる豊かさを創出するため、住民を代表する組織として設置する。

#### (2) 法的位置付け

地方自治法の規定に基づき、条例で定める「附属機関」として設置

#### (3) 期 間

平成19年4月～29年3月までの10年間

#### (4) 組 織

ア 定数 20人以内

イ 任期 2年（平成27年度、28年度）

ウ 会議出席日額 9,200円（平成27年度）

### 2 役 割

(1) 市長の諮問に応じ、地域のまちづくりに関する施策について、調査審議すること。

(2) 市長の諮問に応じ、合併市町村基本計画の執行状況について、意見を述べること。

(3) 市長の諮問に応じ、全市的な計画等のうち、地域の特色を反映させることが適切なものについて、意見を述べること。

(4) 地域まちづくりに関する施策について、提案すること。